

▶取扱店舗向け

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
1	石川県観光クーポンとはどのようなものですか。	いしかわ旅行計画キャンペーンに登録された取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)で利用いただけるクーポンです。
2	石川県観光クーポンは紙クーポンですか、電子クーポンですか。	原則、電子クーポンです。 ※スマートフォンをお持ちでない旅行者、修学旅行等でスマートフォンを使用できないと旅行者より申し出があった場合のみ例外措置として、紙クーポンを配布する場合があります。 ※電子クーポンのみを取扱い、または紙クーポンのみを取扱いなど片方だけの取扱はNGとなります。必ず両方(電子クーポン、紙クーポン)お取扱いいただくようお願いいたします。
3	石川県観光クーポンには、種類がありますか。	電子クーポン引換券2種(平日2,000円券、休日1,000円券)、紙クーポン1種の計3種がございます。
4	石川県観光クーポンの利用期限はいつですか。	令和5年7月1日(土)までご利用いただけます。
5	電子クーポンで支払い時に、2次元コードが読み取れません。	2次元コードの下に記載されているパスコード(6桁の数字)をお支払い画面に入力し、決済してください。
6	石川県観光クーポン(電子クーポン)の利用にあたり、スマートフォン等の推奨環境はありますか。	【OS】 ・iPhone ⇒ iOS10以降 ・Android ⇒ Android7.0以降 【ブラウザ】 ・iPhone ⇒ Safari 最新版 ・Android ⇒ Chrome 最新版 ※2017年2月以前のらくらくスマートフォンはご利用いただけません。 また、海外製のスマートフォン(Google、Androidであっても)に関しましても一切、動作保証はしておりませんのでご注意ください。
7	電子クーポン管理システム画面はどこから閲覧できますか。	公式ホームページの事業者向けページの電子クーポン管理システム『管理画面URL』より閲覧いただけます。 <管理画面URLはこちら> https://ishikawa.emachi-gift.jp/login
8	電子クーポンの利用実績は確認できますか。	「加盟店管理画面」にて実績が確認できます。(決済後に即時反映) 利用単位や月単位・日単位で実績確認ができます。 ※詳しくは、取扱店舗マニュアルP13をご確認ください。
9	電子クーポンで支払いの取り消しはできますか。	「加盟店管理画面」にて決済完了から24時間以内であれば取消が可能です。 対象の利用実績を確認の上、取り消しを実施してください。 ※詳しくは、取扱店舗マニュアルP14～15をご確認ください。
10	半券が切り取られた未使用の観光クーポン(紙クーポン)は受け取りできますか。	半券が切り取られた石川県観光クーポンは無効となります。お客様にその旨をお伝えの上、取扱店舗では受け取らないようお願いいたします。
11	汚損した観光クーポン(紙クーポン)は受け取りできますか。	クーポン裏面の2箇所に記載されているクーポン番号が確認できるものであり、券面の面積が5分の4以上残存しているものであれば、受取可能です。
12	市町等が発行するプレミアム商品券と合わせて商品の支払いに充てることはできますか。	当事業石川県観光クーポンとしては併用可能ですが、市町が発行するプレミアム商品券等によっては異なる商品券等との併用を認めていない場合があります。各商品券等の発行元に併用の可否をご確認ください。

#	質問	回答										
13	石川観光クーポンで消費者へ提供できない商品・サービスを教えてください。	<p>下図をご確認ください。</p> <p>▼観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下については観光クーポンの利用対象といたしません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政機関への支払い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国道楽宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象 </td> </tr> <tr> <td>日常生活における継続的な支払い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気、ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外 </td> </tr> <tr> <td>換金性の高いものの購入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事例	行政機関への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国道楽宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象	日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気、ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外	換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの
区分	事例											
行政機関への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ● 社会保険料(医療保険、年金保険、雇用保険等) ● 宝くじ(ジャンボ宝くじ、全国道楽宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等)、スポーツ振興くじ(toto、BIG)等 ● その他(自治体指定のゴミ袋、競馬、競輪、競艇、オートレース等) ※行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等は対象											
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気、ガス・水道・電話料金等・NHK放送受信料 ● 不動産賃料・駐車場の月極・定期利用料 ● ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ● 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して、購入する保険も対象外											
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 金券(ビール券、清酒券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ● プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ● 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等) ● 現金との交換 											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等 ● 宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ● 既存の債務の弁済 ● 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ● 風営法第2条第4号及び第5号の営業(遊技場営業)を営む店舗において、提供される商品等 ● 風営法第2条第5項の営業(性風俗関連特殊営業)を営む店舗において提供される商品等 ● 公序良俗に反するもの ● 社会通念上不相当とされるもの ● その他各取扱店舗が指定するもの 											
14	観光施設の年間パスポートや有効期間が石川県観光クーポンの利用可能期限を超える企画乗車船券などについては、石川県観光クーポンで販売は可能ですか。	石川県観光クーポンの利用可能期限を超えるものであっても、その有効期間が石川県観光クーポンの有効期限内に含まれているものであれば販売可能です。										
15	カーシェアリング代はレンタカーと同様、石川県観光クーポンの取扱対象ですか。	取扱対象です。										
16	ガソリン代は石川県観光クーポンの取扱対象ですか。	取扱対象です。										
17	定期観光バスの乗車船券は石川県観光クーポンの取扱対象ですか。	取扱対象です。										
18	石川県観光クーポンで販売できないものとして「店舗が独自に発行する商品券」があげられるが、例えば、地域で使える返金不可の観光施設フリー入場券や、商店街など狭いエリアに限定した食事券などは、サービスとして販売対象ですか。	返金不可の地域で使える観光施設フリー入場券や地域限定の食事券などについては、換金性が低く、観光地における消費喚起に寄与することから、石川県観光クーポンの利用対象となります。										
19	石川観光クーポンは、通信販売により提供される商品・サービスにも利用できますか。	利用できません。										
20	石川県観光クーポン取扱店舗となった場合、移動販売等(例:キッチンカー)で他の場所で営業した場合でも、観光クーポン券は取扱いできますか。	石川県内であれば、取扱対象となります。										
21	石川県観光クーポン取扱店舗になるには、どうしたらいいですか。	いしかわ旅行企画事務局にて登録申請を随時受け付けています。申請方法については、事務局(076-255-6736)までお問い合わせください。当ホームページからでも新規参画申込書をダウンロード可能です。										
22	登録申請の期限を教えてください。	随時、受け付けをしています。										
23	麻雀店・パチンコ店・ゲームセンター店は石川観光クーポン取扱店舗として登録できますか。	登録できません。										
24	麻雀店・パチンコ店・ゲームセンター店は、風営法に基づく遊技場営業として石川県観光クーポンの利用対象外となることだが、宿泊施設の中にあるゲームコーナーも同様に対象外ですか。	ゲームコーナーで利用対象外となるのは、風営法に規定する「風俗営業」を営む店舗に限られます。従って、宿泊施設の一角に設置されるゲームコーナー等は、「風俗営業」に該当しない場合、石川県観光クーポンの利用対象となります。										
25	性風俗関連特殊営業(ソープランド等)は、石川県観光クーポン取扱店舗として登録できますか。	登録できません。										
26	接待飲食等営業(スナック・キャバレー等)は、石川県観光クーポン取扱店舗として登録できますか。	登録できません。										
27	観光列車やフェリーの車内・船内販売は石川県観光クーポン取扱店舗として登録できますか。	登録できます。ただし、石川県内でサービスが完結する交通サービスの中で行われる車内販売については、路線・便を一店舗として、その運行・運航範囲等の情報を予め事務局に申請し、承諾を得た場合に限りです。										

▶取扱店舗向け

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
28	地方公共団体が運営する美術館や博物館など、公共施設の使用料に利用された石川県観光クーポンを地方公共団体の歳入として受け入れることはできますか。	地方公共団体への使用料等の支払いに石川県観光クーポンが利用された場合には、石川県観光クーポン自体を歳入とすることはできませんが、当該石川県観光クーポンに係る給付金をもって歳入とすることができます。 なお、石川県観光クーポンの利用及び国からの給付金の地方公共団体への給付は、使用料等について、国による後払いとなるため、地方公共団体の条例や規則により、使用料等について、前払いに限ることや延滞金が生じることを定めている場合には、所要の措置を講ずる必要があります。 なお、公の施設について指定管理者制度を活用した場合の利用料金については、地方自治法上特段の定めはございません。
29	取扱店舗の登録は事業者単位で行うとのことだが、公式ホームページに店舗の一覧を表示する際に、店舗名で表示してもらえますか。	公式ホームページでは店舗名で掲載表示します。
30	複数店舗を有する事業者ですが、石川県観光クーポン取扱店舗の登録は店舗ごとに行いますか。	法人(事業者)単位で登録またはそれぞれの店舗ごとで登録のどちらでも登録可能です。法人(事業者)単位で申請される際は、登録を希望するすべての店舗に関する情報(店舗名、住所、連絡先、担当者名など)をまとめてご報告ください。
31	複数店舗を有する事業者ですが、事務局から配送されるスターターキットは、個々の店舗に直接郵送してもらえますか。	個々の店舗に直接送付します。複数店舗を取りまとめて登録申請された場合には、各店舗にその旨を事前にお知らせいただき、事業の円滑な実施にご協力をお願いします。
32	商店街やショッピングセンターなどで、個々の事業者がバラバラに登録申請するのではなく、登録申請を取りまとめることは出来ますか。	登録申請を取りまとめていただくことは可能です。なお、登録申請のとりまとめに関して事務局より費用負担は致しかねますのでご了承ください。
33	宿泊施設内に飲食店や土産物店がある場合、観光クーポン取扱店舗として登録できますか。	できます。ただし、宿泊代金の支払いを観光クーポンで行うことはできません。また、当該宿泊施設が宿泊施設として参画登録をしていた場合でも、別途観光クーポン取扱店舗としての登録をしていただく必要があります。
34	バス事業者の場合、申請はどの単位で行うか。取扱店舗としてどこを登録したらいいですか。	バス1台毎の登録は不要です。バスターミナルや営業所単位に取扱店舗としてご登録ください。
35	鉄道事業者の場合、申請はどの単位で行いますか。取扱店舗としてどこを登録したらいいですか。	取り扱う駅単位で取扱店舗としてご登録ください。
36	鉄道事業者の場合、全ての駅を取扱店舗として登録する必要がありますか。	石川県観光クーポンを取り扱う駅のみでも構いません。
37	タクシー事業者の場合、申請はどの単位で行うか。取扱店舗としてどこを登録すればいいですか。	タクシー1台ごとの登録は不要です。石川県観光クーポンを取り扱う営業所単位に取扱店舗としてご登録ください。
38	フェリー事業者の場合、申請はどの単位で行うか。取扱店舗としてどこを登録すればいいですか。	石川県観光クーポンを取り扱う営業所単位に取扱店舗としてご登録ください。
39	石川県観光クーポン取扱店舗となるためには、どのような感染症対策を講じることが求められますか。	当事業における特別な取り決めはございません。 事業者毎で自主的な感染防止策を講じていただきますようお願い申し上げます。
40	県民割事業の石川県観光クーポン取扱店舗として登録していれば、いしかわ旅行割キャンペーンの石川県観光クーポンの取扱いはできますか。	取り扱いはありません。いしかわ旅行割キャンペーンの石川県観光クーポン取扱店舗として、改めて登録してください。
41	石川県観光クーポン取扱店舗となった場合、ステッカーは何枚もらえるのか。	各店舗1枚です。追加発送は対応しておりません。スターターキットに同封のステッカーをコピーしてご利用ください。汚損、毀損した場合は事務局までお問い合わせください。
42	観光クーポンの取扱店舗であることを旅行者に知ってもらうために、事務局から配布されるステッカーの他に広告物を作成してもよいのでしょうか。	可能です。 広報用ロゴデータは、当ホームページよりダウンロードいただけます。
43	800円の商品の支払いに1,000円の観光クーポン(紙クーポン)を受取りましたが、お釣りを支払ってもいいですか。	お釣りは支払わないでください。(なお、電子クーポンは1円単位でのご利用となります。)
44	1,200円の商品の支払いに1,000円の観光クーポンを受取りましたが、残りの代金はどのように徴収したらよいのですか。	残りの代金については、別途現金などで旅行者から徴収してください。
45	通常1,200円の商品を実質的に値下げして、石川県観光クーポンの利用の場合は1,000円とすることは出来ますか。	できます。ただし、石川県観光クーポンを利用する場合に、商品価格を実質的に値上げするなどの差別的な取扱いをすることはできません。
46	観光クーポンを利用したお客様に対して、取扱店舗側で特典(ポイント等)を更に付与することはできますか。	付与していただくことも可能です。(店舗独自のルール等を設定いただくことは可能です。)

5月8日以降適用

▶取扱店舗向け

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
47	特売品等一部の商品やサービスについて観光クーポンの利用対象外とすること、他の割引企画(市町が発行する商品券等)との併用不可とすること、ポイント加算対象外とすることなど、観光クーポンの使用上限を定めることはできますか。	できます。ただしその場合は、あらかじめ利用者が認識できるように陳列棚・チラシ等にその旨を明示してください。
48	紙クーポンを受取りましたが、どのように管理したらいいのですか。	受け取った観光クーポンは、換金用片(大)と取扱店舗控(小)に切り離し、分けて保管してください。 換金用片(大)は換金請求時に事務局にお送りください。これがないと換金請求に応じることができません。 取扱店舗控(小)は、入金が確認できるまで「換金用伝票(取扱店舗控)」とともに大切に保管してください。 ※取扱店舗控え部分に記載されているクーポン券番号は、万が一入金が行われない場合などに事務局に問い合わせする際に必要となります。
49	電子クーポンの換金請求手続きについて教えてください。	決済完了後、利用実績をもとに換金いたします。 電子クーポンの利用期間に応じて、振込日が決まっています。 ※詳しくは、取扱店舗マニュアルP10～16をご確認ください。
50	電子クーポンの精算(換金)にはどれくらいの時間がかかりますか。	電子クーポンの利用期間に応じて、振込日が決まっています。 ※詳しくは、当ホームページの事業者向けページの『観光クーポン取扱店舗』内にあります『換金スケジュール』をご確認ください。
51	紙クーポンの換金請求手続きについて教えてください。	スターターキットに同封の換金用伝票に必要事項(受取った観光クーポンの枚数等)を記入の上、クーポンの換金用片(大)(取扱店舗控(小)を切り離したものを事務局にお送りください。換金請求依頼書到着日(以下、締日)を月1～2回設けていますので、一番近い締日に忘れずに請求を行ってください。 なお、最終締日以降の換金請求には応じられません。換金請求スケジュールについては当ホームページでご確認ください。
52	紙クーポンの精算(換金)にはどれくらいの時間がかかりますか。	精算書類事務局到着日の締切日から2～3週間程度で指定の口座に入金します。※詳しくは、当ホームページの事業者向けページの『観光クーポン取扱店舗』内にあります『換金スケジュール』をご確認ください。
53	紙クーポンの換金請求手続きの際、換金用伝票やクーポン券の半券等を事務局に郵送する時の郵送料はどこの負担なのか。	スターターキットに、料金受取人払の封筒を同封しています。送料を取扱店舗において負担していただく必要はありません。
54	石川県観光クーポンを利用して購入した商品やサービスは返品の際に返金してはいけないとされているが、台風などにより商品やサービスを旅行者に提供できなかった場合でも、旅行者に返金不可でしょうか。	石川県観光クーポンと引き換えに提供することとしていた商品又はサービスが、自然災害その他の旅行者の責めに帰さない事由により、やむを得ず提供できないこととなった場合には、現金としての返金ではなく石川県観光クーポンを旅行者にお返しください。
55	複数の業種・業態にまたがるが、どの業種の感染症対策ガイドラインを遵守すればいいですか。	令和5年5月8日以降、業種別ガイドラインは廃止となりました。 各事業者様にて、自主的な感染防止策を講じていただきますようお願い申し上げます。
56	業界団体に所属していない為、業種別のガイドラインがどのようなものかわからない。どこで入手できるか。	令和5年5月8日以降、業種別ガイドラインは廃止となりました。 各事業者様にて、自主的な感染防止策を講じていただきますようお願い申し上げます。
57	換金請求時の書類に記入する取扱店舗コードは、どこでわかりますか。	スターターキット送付時のラベルに取扱店舗コードを記載しています。また、当ホームページの「クーポンを使えるお店を探す」で検索した店舗情報欄にも取扱店舗コードが表示されています。
58	取扱店舗情報に変更等が生じた際はどうしたらよいですか。	事務局(076-255-6736)へご連絡ください。
59	旅行者から観光クーポン(紙クーポン)を受け取った後、有効期限が記載されていなかった場合どうしたらいいですか。	事務局(076-255-6736)へご連絡ください。
60	新型コロナウイルスの感染拡大により、いしかわ旅行割キャンペーンが停止した場合、石川県観光クーポンの受け取りはできますか。	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、クーポン利用停止期間が定められた場合、その期間中はクーポンをお受け取りできません。当ホームページ『お知らせ』等で最新の情報をご確認ください。